

発言者	内 容
総務課 (16:55)	<p>ただいまより、中津川市個人情報保護審査会を開会いたします。</p> <p>私は、審査会事務局の総務課長 林と申します。</p> <p>諮問案件のスケジュールの関係上、急遽の開催になりご無理を申し上げたこと、また後藤会長の事務所をお借りしての開催になりましたこと、重ねて詫び申し上げます。</p> <p>また、後ほどお諮りしていただきますが、傍聴人について今回は公開を行わず、議事録の公表のみを行っていただきますようご審議をお願い申し上げます。</p> <p>さて、本日の議事は、1時間程度の予定で進めさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。</p> <p>初めに、後藤会長にご挨拶をお願いし、この後の議事進行をよろしくお願いいたします。</p>
後藤会長	<p>令和元年10月から消費税率が引き上げられることに伴いまして、国が行う福祉又は経済施策の実施に伴い、当該施策の性質上やむを得ないと認められる場合において個人情報を目的外利用する等のことについて、現在まさに問題となっているところがあります。</p> <p>中津川市民の利益を考えると、慎重な審議を行っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p>
後藤会長	<p>委員会の公開については、「中津川市審議会等の会議の公開に関する指針」第4条の規定により、審査会に諮って決定することとなっております。</p> <p>本日は、傍聴を許可することにより、会議の議事運営に支障を生ずるおそれがありますので、指針の公開基準第3条第2号を適用することとし、会議の結果については広く市公式ホームページなどにより公表をしていただきたいと思いますと考えます。</p>

<p>他の委員</p> <p>後藤会長</p>	<p>ただし、諮問案件のうち DV 被害者の情報がどのように取り扱われるかの議論については、公になることによって現に避難をしている DV 被害者の不利益となる可能性があるため、指針の公開基準第 3 条第 1 号を適用し、ホームページなどにより公開する議事録においては、非公開としていただきたいと思いますと考えますがよろしいですか。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>異議なし</p> <p>ご異議がないようですので、本日の委員会は傍聴を許可しないと、審議結果については一部を除き公表を行うよう決定しました。</p> <p>それでは、早速ですが議事に入らせていただきます。</p> <p>令和元年 6 月 4 日付けで、中津川市長から当審査会に対して諮問第 1 号「国が行う福祉又は経済施策の実施に伴い、当該施策の性質上やむを得ないと認められる場合において個人情報を収集し、保有又は利用することについて」、諮問第 2 号「国が行う福祉又は経済施策の実施に伴い、当該施策の性質上やむを得ないと認められる場合において個人情報を目的外利用することについて」、諮問第 3 号「国が行う福祉又は経済施策の実施に伴い、当該施策の性質上やむを得ないと認められる場合において個人情報を外部提供することについて」が諮問されております。</p> <p>中津川市個人情報保護条例第 6 条第 3 項第 7 号及び第 7 条第 1 項第 4 号にありますとおり、「実施機関が審査会の意見を聴いて、公益上特に必要があると認めた場合」には、保有個人情報の本人以外からの収集、目的外利用及び外部提供が可能になります。</p> <p>今回の諮問について、市担当者から一括して説明をお願いします。</p>
-------------------------	---

総務課
(17:00 頃)

それでは、諮問第 1 号から諮問第 3 号まで一括してご説明いたします。

まず、全体の概略といたしまして、「国が行う福祉又は経済施策の実施に伴い、当該施策の性質上やむを得ないと認められる場合において個人情報をも本人以外から収集し、目的外に利用し、外部へ提供する」ことについて今後にわたって包括的に公益性があると認めていただきたいというものです。

諮問第 1 号として収集を、諮問第 2 号として目的外利用を、諮問第 3 号として外部への提供を諮問させていただいております。

公益性があると認めていただく条件といたしましては、一つ目に、個人情報を用いる目的が、「国において福祉又は経済施策における金銭等の給付等の実施が行われた際に、施策の対象となる者に当該施策を周知するため、又は施策の対象者から除外するため」であること。二つ目に、個人情報を用いるにあたって「当該施策を中津川市が実施しないことによって中津川市民等が不利益を受けることが明らかである場合や全国一律に行われる場合であって中津川市において実施するか否かを判断する余地のない場合等のやむを得ないと認められる場合」であること。三つ目に、用いる個人情報が「当該施策を実施するにあたり、客観的に必要最小限であると認められる」こと。四つ目に、個人情報を収集し、提供する相手を国、県、市町村等の公共団体に限定すること。最後に、当該個人情報を用いるにあたって「当該個人情報本人又は第三者の権利利益を不当に害するおそれがない場合」であること。です。

では、本諮問を行うにあたっての具体的な案件についてご説明いたします。まず一点目といたしまして、国の財政支援によって行われるプレミアム商品券の発行についてです。これは、消費税増税に伴い国が全市区町村に対して実施を要請しているものであり、それを受けて本市においても実施するものです。

商品券販売の主な対象者といたしましては、「住民税が非課税である者」又は「3歳までの子どもが属する世帯」です。

これらの者に案内や販売の引換券を送付するために、非課税者

に関する情報を用い、これが個人情報の目的外利用に該当する恐れがあります。

また、商品券の販売にあたって特別な対応を要する者としたしまして、DV被害を受けて避難している者、児童養護施設等に入所措置が取られている児童、虐待により施設等に入所措置が取られている障害者及び高齢者があります。

こういった方を把握する為に、個人情報を目的外に利用し、住所地に案内を直接送付することができないため、各自治体間において、情報連携を行うことから、個人情報の本人以外からの収集及び外部提供を行います。

次に、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金についてです。

これも、消費税増税に伴い、国が財政支援を行い、市町村が実施するものです。

対象者は、児童扶養手当を受給している者のうち、婚姻をしたことがない者等であり、一律に給付を行います。

その際に児童扶養手当受給者情報を用いて案内を送付するため、個人情報の目的外利用にあたるものです。

以上2点が諮問を行う要因となった案件です。

本諮問の公益性につきまして、目的を「国において行う福祉又は経済対策の実施」としておりますので公益性は担保されます。

また、個人情報の保護の観点からも「当該施策を周知するため」に「客観的に必要最小限と認められ」かつ「権利利益を害さない場合」に限定し、情報を提供する場合にあっても提供先を「国、県又は他の市町村等」としておりますので、情報は保護されます。

なお、本諮問は今回の消費税改正に伴うものに限定しておらず、包括的な諮問となっております。

委員の皆様のご意見により、答申としての範囲を限定していきたいと考えておりますので、ご意見をよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

<p>後藤会長 (17:05 頃)</p>	<p>それでは、諮問事項の審議に入ります。 ただいまの市担当者からの説明に対して質疑があればどうぞ。</p> <p>包括的な範囲ということですが、もう少し説明をお願い致します。</p>
<p>総務課</p>	<p>はい、諮問では「国が行う福祉又は経済政策の実施に伴う」として包括的に諮問をさせていただいております。今回の諮問の基礎となる案件は消費税の増税に伴うものですので、ご審議の中で答申を限定していただくこともあり得るということでございます。</p>
<p>後藤会長</p>	<p>確かにおっしゃるとおり、諮問をそのまま認めては範囲が広いと考えますが、いかがでしょうか。</p>
<p>高田委員</p>	<p>限定というのは、まさにこの原因となった案件のみに絞り込むということでしょうか。</p>
<p>総務課</p>	<p>現在の案件としては先ほど申し上げた2案件のみなのですが、今後の情勢によっては、同種の政策が行われることも予想されますので、市といたしましては、この原因となった2案件のみではなく、可能であれば「令和元年10月の消費税増税を原因とした」といった程度まで認めていただければと思います。</p>
<p>後藤会長</p>	<p>となると、ある程度までは包括的に委任するということになりますね。</p>
<p>総務課</p>	<p>目的と原因、手法を限定する以外は、包括的になります。</p>
<p>後藤会長</p>	<p>個人情報保護審査会に課せられた役割について、以前より議論をさせていただいているところですが、本来は包括的なものにつ</p>

	<p>いては、条例で手当すべきことではあるかとは思いますが。</p>
高田委員	<p>そうですね、今後に関しては、条例の改正も検討していただきたいということも付け加えていただきたいです。</p>
後藤会長	<p>はい、これからやろうとしているプレミアム商品券と臨時福祉給付金と大同小異といいますか、同様の案件に答申を限定するということですね。</p>
池田委員	<p>消費税増税を原因とした経済対策、福祉対策施策に限定するということですね。</p>
後藤会長	<p>あとは今後予想される案件として、どのようなものがあるのでしょうか。</p>
総務課	<p>今回の福祉給付金と同様の施策は考えられます。今回の案件は未婚の児童扶養手当受給者に対するものですが、例えばお子様が3人以上おられる方を対象とするなど、生活の苦しい方に対して給付されることはあり得ると考えております。</p>
後藤会長	<p>なるほど、それらと同等の者について行う施策が国で行われたときに個人情報を使わなくてはいけなくなった場合は、本答申で公益性を認めるということですね。</p>
高田委員	<p>消費税増税の対策かどうかというのは、はっきりとわかるものなのでしょうか。</p>
総務課	<p>それについては、国がそれを明言しているというところです。</p>
高田委員	<p>となると、国がそれを明言しないけれど、恐らくそうだろうというものは含まないということですね。</p>

総務課	<p>はい、そういった場合には、再度審査会に諮らせていただきます。</p> <p>国において施策をおこなうとなりますと、予算が伴うものとなりますので、国会において議論、説明が行われるかと思えます。その際に明言がなされるものが対象となります。</p> <p>実際に行われるとすれば、この1年間、3月までの期間ではないかと思われます。それらの案件についてを本審査会の答申として、少し包括的に公益性があると判断いただきたいと思います。</p>
後藤会長	<p>消費税が引き上げられることによる負担の緩和として行われる国の施策ということで、仮に条例改正を考えるとしても一定の時間はかかると思われるため、答申に一定の幅をもたせないと迅速な対応ができず、不都合が生じる恐れがあるということですね。</p>
総務課	<p>はい、特に本年度においてはそういうことです。</p>
後藤会長	<p>時期的にもかなり限定されて、実際にそういった施策を行うという話はあるのですか。</p>
総務課	<p>今のところは何もないですが、可能性としては何らかの経済状況が変化する要因があれば、起こりえると考えております。</p>
後藤会長	<p>そういった限定的な場合しか考えられないということですね。</p> <p>今回の諮問の範囲を超えて個人情報を使用するという事はないということよろしいですか。</p>
総務課	<p>もし、そういったことが起こった場合は、再度個人情報保護審査会を開催させていただくこととなります。あくまで今回諮問にて示させていただいた枠の中で取り扱います。</p>
後藤会長	<p>おおよそ今案件については審議がなされたかと思えます。</p>

<p>(17:25 頃)</p>	<p>今案件をみると、中津川市独自の個別の案件というよりは、全国的に、包括的に個人情報の利用が求められています。</p> <p>そういった案件は、当審査会に諮るより、条例そのものの改正について中津川市議会において議論がなされるのが適正なのではないかと考えます。</p> <p>答申を行うにあたって、条例の改正について検討を行うように申し添えたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
<p>他の委員</p>	<p>異議なし</p>
<p>後藤会長</p>	<p>ご異議がないようですので、答申案に加えたいと思います。</p> <p>以上で質疑及び審議を終了します。</p> <p>これから5分ほど休憩をいただきまして、休憩の間にただいまの審議内容に基づきまして、中津川市長への答申の案を作成します。</p> <p>再開後、答申の案についてご審議いただくこととします。</p> <p>それでは、ただいまから、17時30分まで休憩といたします。</p> <p>～休憩中～</p>
<p>後藤会長 (17:30 頃)</p>	<p>審査会を再開します。</p> <p>お手元に答申案を配付させていただきましたので、ご審議をお願いします。</p>
<p>後藤会長</p>	<p>この答申案にご異議ありませんか。</p>
<p>他の委員</p>	<p>異議なし</p>
<p>後藤会長</p>	<p>ご異議がないようですので、この答申案を答申といたします。</p>

後藤会長	本日の審議結果は、近日中に事務局において手続を経て、中津川市長へ答申してもらいますのでよろしくお願いします。
後藤会長 (17 : 35 頃)	以上で中津川市個人情報保護審査会を閉会します。 ありがとうございました。